

全国人民代表大会と 地方各級人民代表大会

■ 全国人民代表大会

全国人民代表大会（日本では「全人大」と略称されることが多い。中国では「全国人大」と略称される）とは、最高国家権力機関であり、その閉会中の常設機関として全国人民代表大会常務委員会（中国では「全国人大常委」と略称される）が置かれている（憲法2条、57条）。

日本国憲法41条も「国会は、国権の最高機関である」旨定めるが、その含意は異なる。日本国憲法は、権力分立を前提としているので、国会は、内閣や最高裁判所よりも上位の国家機関ではない。国民の代表である議員によって構成される議会を尊重する美称であり、せいぜい、国会・内閣・最高裁判所のいずれの権限に属するか不明のときにはとりあえず国会に属すると考える程度の意味しかない。

他方、中国の全国人民代表大会は、権力分立を否定し、権力集中型民主主義の原則に立つ（民主集中制と言う。憲法3条）。全国人民の代表によって構成される機関であるが故に、最高の国家権力機関であり、行政・司法・軍事を束ねる立場にある。この系譜は、パリ・コンミュンやロシア革命後のソビエト制度（ソビエトとは、ロシア語で会議体を指し、各地の会議体が上位の会議体を設立し、最終的には連邦最高ソビエトが全体を束ねることとなっていた）に淵源を持ち、中国の人民代表大会制度に至る。

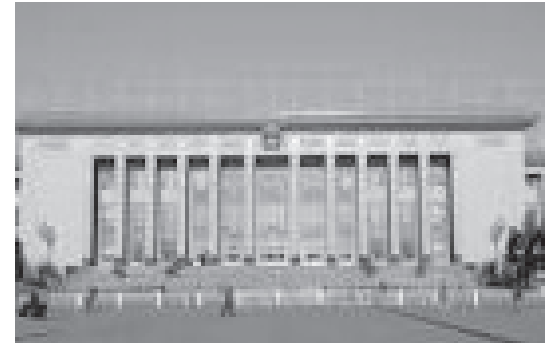
全国人民代表大会は、台湾を除く22省、5自治区、4直轄市の人民代表大会および人民解放軍ならびに2特別行政区（香港・マカオ）から選出される代表と台湾省籍の中国在住者の代表とによって計3000人以下の「全国人民代表」と呼ばれる代議員によって構成される（任期は5年。憲法60条）。近年では、春に2週間程度開かれ、閉会中は、全国人民代表大会常務委員会が開催されて職権を行使する。

■ 地方各級人民代表大会

農村部の最末端の政府組織は、「郷」と「鎮」とであり、その上に「県」



人民大会堂メインホール。万人大会堂とも呼ばれ、全国人民代表大会や党大会が行なわれる。



人民大会堂。天安門広場西側にあり、全国人民代表大会が開催される。

が置かれる。また、都市部では、大きな「市」のもとに置かれる「区」や県と同レベルの「市」が最末端の政府組織である。これらは、それぞれ人民代表大会を持ち、そのもとに行政機関として人民政府が置かれる。現在は、この「郷」「鎮」「県」県と同格の「市」、大きな市の「区」レベルまでが住民の直接選挙によって「人民代表」と呼ばれる代議員が選ばれている。これよりも上のレベルは、下のレベルの人民代表大会によって選ばれる間接選挙である。

「郷」「鎮」以外の人民代表大会もその常務委員会を設けている。

■ 選挙

かつては1票の価値は都市部の方が農村部より意識的に高く設定されていたが、2010年の選挙法改正により、1対1となった。都市化の進展を背景とするのであろう。

選挙の際には、定数に対して一定以上かつ一定以下の候補者を立てることとなっているので、必ず落選者が出る（中国語で「差額選挙」という）。候補者選定の段階で予備的な調整が行なわれるため、選出された代議員の構成は、共産党員が多数を占めつつも、民主党派所属の人や無党派人士も含まれ（政党については、118頁「中国共産党」を参照）、都市と農村、男女、漢族と少数民族などにおいても、一定のバランスのとれた結果を示している。[高見澤磨]